

## 1. 対象者について

①	大学生や専門学校生も補助の対象となりますか？ → 補助の対象は高等学校(通信制等含む)通学にかかる費用で、中学校卒業後の4月1日から3年間です。留年や退学、再入学された場合も同様です。通信制の場合、週当たりの登校日数に応じた補助となります。
②	町外の寮や下宿から通学している場合は補助の対象となりますか？ → 補助の対象は宇治田原町内からの通学に限ります。
③	在学中に宇治田原町外へ引っ越した(転出した)場合は補助の対象となりますか？ → 宇治田原町外へ転出された時点から補助の対象外です。
④	休学中ですが補助の対象となりますか？ → 休学されている期間は補助の対象外となります。

## 2. 対象区間について

①	通学途上のバス利用は全て補助の対象となりますか？ → 宇治田原町内のバス停留所を起点とし、通学する高校の最寄り又は電車へ乗換する駅の最寄りバス停留所までを補助の対象区間とします。
②	電車や京都市営バスは補助の対象となりますか？ → 電車や京都市営バス等は補助の対象外です。

## 3. 定期券を購入しない場合について

①	バスを利用せず、保護者の車で送迎する場合も補助の対象となりますか？ → 補助の対象となります(補助率は「通学定期券を利用していない方の補助率」を参照してください)。
②	バスを利用する人と利用しない人(定期券を購入する人と購入しない人)とで、なぜ補助率が違うのですか？ → 本制度は、保護者の負担軽減の他、路線バスの運行補助の意味合いもあるためです。
③	なぜ申請時に定期券が必要なのですか？ → 現金払いやICカードでは本人が乗車した証明とならないためです。定期券は学生証等を提示して購入され、また運賃分も支払い済みですので、これを乗車実績とみなしています。
④	定期券は購入していませんが、申請時に必要なものはありますか？ → 在学を証明するものとして、申請時に学生証の写しが必要です。
⑤	学期別定期券ではなく、1ヵ月や3ヵ月定期券を購入していますが、補助の対象となりますか？ → 通学定期券であれば1ヵ月や3ヵ月定期券でも対象となりますが、補助額の算定は学期別定期券により行います(8月分のみ1ヵ月の通学定期券を基に算定)。

## 4. 申請期間について

①	申請受付期間は決まっていますか？ → 8月、1月、3月に受付期間を設けます。詳しくは町ホームページや町広報紙「町民の窓」でお知らせします。
②	毎学期申請しないといけないのですか？ → 中学校卒業後の4年間であれば、必ずしも毎学期申請しなくても、例えば1年分をまとめて3月に申請していただいても構いませんが、定期券の紛失などにお気をつけください。
③	夏休み期間も補助の対象となりますか？ → 補助の対象となります。ただし、8月については定期券を購入されていない場合、登校日数に基づいて日割り計算しますので、申請書に登校日数を記入してください。